

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

脱炭素に関する条例の制定について

【公表日】

令和3年（2021年）8月13日（金）

【お問い合わせ先】

環境政策部 環境企画課
電話 046-822-8524（直通）

横 須 賀 市

「脱炭素に関する条例の制定について」に対するパブリック・コメント手続
(意見募集)の結果について

1 意見募集期間

令和3年(2021年)7月9日(金)から7月31日(土)まで

2 意見の提出者数及び意見の件数

46人の方から229件の意見提出がありました。

3 意見の提出方法

提出方法	人数
直接持参	2人
郵送	2人
ファクス	7人
電子メール	35人
合計	46人

4 意見の内訳

項目名	件数	項目名	件数
条例全体に関する内容	46件	第9条	9件
条例名称	4件	第10条	5件
前文	49件	第11条	3件
第1条	7件	第12条	4件
第2条	0件	第13条	2件
第3条	4件	第14条	10件
第4条	8件	第15条	1件
第5条	5件	第16条	3件
第6条	12件	第17条	3件
第7条	2件	第18条	18件
第8条	8件	その他	26件
合計			229件

5 提出された意見の概要及び市の考え方について

(1) 条例全体に関する内容

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	2050年二酸化炭素排出量実質ゼロのカーボンニュートラルの目標から完全に背いた石炭火力発電所がある限り、責務に基づき役割を果たしても脱炭素は実現不可能である。	3件	脱炭素社会への移行は、石炭火力発電所の有無に関わらず、あらゆる主体が本市の環境のため取り組むべき課題であると考えています。
2	カーボンニュートラルを宣言したら、そこに向けての具体的な行動提起が必要である。条例制定後はどのように具体的実践をしようとしているのか、現在の久里浜石炭火力発電所容認のままでは感じ取れない。	1件	
3	横須賀市長がゼロカーボンシティ宣言をした一方で、久里浜に石炭火力発電所が建設中である。矛盾を抱えた横須賀市でこの条例の実効性に疑問がある。	3件	
4	石炭火力発電所を抱えながら脱炭素の目標をどう実現していくのか、市の考えはいかがか。	2件	
5	条例に石炭火力発電所中止を求める市民の声を反映させてほしい。地球規模での影響を考えるならば、担当課のみとせずプロジェクトチームを作って対処してはいかがか。	2件	石炭火力発電所のリプレースに当たっては、事業者が環境に配慮した計画を策定し、環境アセスメントの手続きが適切に行われたところです。本市としては、石炭火力発電所についての是非を決める権限を持っていませんが、今後も、環境への影響をできる限り少なくする対策や、環境配慮への取り組みを求めていきたいと考えています。
6	火力発電所の規制・廃止や核燃料工場の規制・廃止を記載してほしい。	3件	本市として、火力発電所等についての是非を決める権限を持っていないため、原案のとおりとします。
7	気候変動の危機的状況を回避するために世界中の先進国が2030年までに温室効果ガス排出量の最も多い石炭火力を全廃する方向で動いているのに、久里浜に石炭火力発電所を新設している問題について、横須賀市ゼロカーボンシティ宣言や本条例と両立できるのか、どのように位置付けているのかを明記してほしい。	4件	脱炭素社会への移行は、石炭火力発電所の有無に関わらず、本市の環境のため取り組むべき課題であると考えています。 また、条例において民間事業者の特定施設に言及することは馴染まないため、原案のとおりとします。

8	条例内で石炭火力発電所建設について触れられていないことに違和感を覚える。	7件	条例において民間事業者の特定施設に言及することは馴染まないため、原案のとおりとします。
9	地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に準じ、条文各所における「温室効果ガスの排出の抑制」の「抑制」は「削減」とすべきである。	11件	地球温暖化対策の推進に関する法律を踏まえ、以下のとおり修正します。 ①第1条、第3条(4)、第4条(3)、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条(2)の「温室効果ガスの <u>排出の抑制等</u> 」を「温室効果ガスの <u>排出量の削減等</u> 」に修正します。 ②第3条(4)、第13条、第14条の「温室効果ガスの <u>排出の抑制</u> 」を「温室効果ガスの <u>排出量の削減</u> 」に修正します。
10	横須賀で地球温暖化対策を考えたとき次の取り組みが必要だと考える。 1. 省エネの取り組み(市民の省エネ電化製品利用・事業者の省エネ行動と機器や電力の利用) 2. 持続可能な街づくり(脱炭素型電力の利用による循環型社会、太陽光発電の家づくり) 3. 再生可能エネルギーや水素エネルギーの利用(地域電力の供給利用、地産地消エネルギー)	1件	今後の施策へのご意見として承ります。 なお、具体的な施策については、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で定めることを検討していきます。
11	脱炭素達成までの期限と目標を設けること。2030年までの高い温室効果ガス削減目標を設定し明示すべきである。	8件	2030年までの目標については、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で設定し、進行管理していくため、原案のとおりとします。
12	違反行為の罰則規定が必要である。	1件	本条例は理念を示すものであるため、罰則規定は設けないこととします。

(2) 条例名称

No.	意見の概要	件数	市の考え方
13	条例名について、「横須賀市脱炭素都市宣言推進条例」がわかりやすいと思う。	1件	条例名については、地球全体に深刻な被害をもたらす気候変動の影響から地球を守るため、横須賀市が一丸となって地球温暖化対策に取り組み、脱炭素を推進していくという本条例の趣旨を表現しています。

14	<p>条例名について、地球を守ろうという意気込みが感じられるが、「ゼロカーボン」という言葉は一般になじみがないかもしれない。環境省の「ゼロカーボンシティ」と同義であれば、ゼロカーボンシティとして以下の説明を追記する。「環境省としては、”2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体”をゼロカーボンシティとしております」</p>	1件	<p>本条例における「ゼロカーボン」とは「二酸化炭素排出量実質ゼロ」を指しているため、原案のとおりとします。</p>
15	<p>条例名について、条例の趣旨が市民、市民団体、事業者の義務を規定し、一方的に「地球を守れ」と命令しているものであるかのような印象を与えるのではないかという懸念を感じました。市にそのような意図は全くないものとは承知しているが、誤解を与えることのないように検討した方が良いのではないかと。</p>	1件	<p>条例名の「地球を守れ」とは、あらゆる主体がそれぞれの責務を果たすことで、横須賀の皆で地球を守っていこうという趣旨の呼びかけであるため、原案のとおりとします。</p>
16	<p>理念条例であっても、「2050ゼロ」と条例名に期限と目標を掲げている自治体はあるので、横須賀市の条例名も「2050ゼロカーボン」と明記すべきである。</p>	1件	<p>条例は2050年以降も続くものであることから、原案のとおりとします。</p>

(3) 前文

No.	意見の概要	件数	市の考え方
17	<p>前文において事業者に対しても二酸化炭素排出量実質ゼロとなる事業活動が求められるとしているが、石炭火力発電所に対しても求めることができるのか。</p>	1件	<p>脱炭素社会への移行は、事業者の種別を問わず、あらゆる主体が地球温暖化対策に取り組むことで実現できると考えています。</p>
18	<p>前文において、石炭火力発電所について建設中止とは言えないとしても建設中であることは厳然とした事実である。膨大な温室効果ガスを排出する石炭火力発電所は一企業の問題として片づけられない問題であるため、事実を事実として前文に明記すべきである。</p>	1件	<p>条例において民間事業者の特定施設に言及することは馴染まないため、原案のとおりとします。</p>
19	<p>前文においてエネルギーシフトへの取り組みとともに石炭火力・火力発電の全廃を明記してほしい。</p>	1件	<p>本市として、火力発電所については是非を決める権限を持っていないため、原案のとおりとします。</p>

20	前文において「これまで以上に大胆な変革が必要不可欠です。」「不退転の覚悟で取り組む」とあるのに対し、石炭火力発電所が建設中止しないのは納得に欠ける。ゼロカーボンシティ宣言に伴う姿勢を進めてほしい。	4件	<p>大胆な変革とは、再生可能エネルギーの普及やエネルギーの使用の合理化、気候変動適応などの取組みにより社会の在り方を変えることによる変革を指しています。これらの取組みによる脱炭素社会への移行は、石炭火力発電所の有無に関わらず、本市の環境のため取り組むべき課題であると考えています。</p> <p>なお、石炭火力発電所のリプレイスに当たっては、事業者が環境に配慮した計画を策定し、環境アセスメントの手続きが適切に行われたところです。本市としては、石炭火力発電所についての是非を決める権限を持っていませんが、今後も、環境への影響をできる限り少なくする対策や、環境配慮への取り組みを求めていきたいと考えています。</p>
21	前文4行目と5行目の間に、「久里浜の石炭火力発電所の建設については横須賀のゼロカーボンシティ宣言とは両立できないものと考えています」という文言を追加してほしい。	1件	石炭火力発電所のリプレイスに当たっては、事業者が環境に配慮した計画を策定し、環境アセスメントの手続きが適切に行われたところです。本市としては、石炭火力発電所についての是非を決める権限を持っていないため原案のとおりとしますが、今後も、環境への影響をできる限り少なくする対策や、環境配慮への取り組みを求めていきたいと考えています。
22	前文において石炭火力発電所の建設中止を求める立場、2030年までの石炭火力全廃を求める立場を明記すべき。	6件	
23	石炭火力発電所は中止すべきであり、前文「不退転の覚悟で取り組む」というのであれば、第6条のように事業者の責務を抽象的に定めるのではなく、多量のCO ₂ を排出する事業者に対する具体的な指導条項を定めるべきである。	1件	
24	前文「長期に渡って地球環境に～求められます。」について、適応策は最善の緩和策を実施したとしても回避できない気候変動による影響に対してとられる対策であることが分かるように表現すべきである。	1件	当該段落は、気候変動における緩和策と適応策は車の両輪の関係として同時に進めていくものとする考えを示したものであるため、原案のとおりとします。

25	前文「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとすることを目指す姿勢を示しました。」について、この目標がパリ協定の1.5℃目標と整合する目標であることを明記すべきである。	5件	本市の2050年までに二酸化炭素実質ゼロを目指す姿勢（ゼロカーボンシティ宣言）については、世界や日本の目指すパリ協定の目的達成に準ずるものであるため、1.5℃目標についても内包するものと考えているため、原案のとおりとします。
26	前文最終段落を具体的な記述に修正する。「ここに、豊かな自然環境、良質な生活環境及び地域経済振興が共存した脱炭素社会への移行に向けた施策を実効性のあるものとするとともに、行政、事業者、市民等のあらゆる主体の責務に基づく役割を明確にし、パリ協定の1.5℃目標と整合した2050年横須賀ゼロカーボンシティの実現に不退転の覚悟で取り組むため、この条例を制定します。」	2件	
27	前文第4段落の「令和3年1月には、」の後に、前段落との繋がりを示すため「パリ協定の1.5℃目標達成のために」という文言を追加する。	1件	
28	前文、第1条及び第5～8条等の「市民、事業者、市民団体、行政等」という表記順について、責務の重さや温対法の条文に則り「行政、市民団体、事業者、市民」の順番が妥当である。まずは行政がトップに立ち、責務を果たすべきである。	7件	市民、事業者、市民団体、行政の順序については、環境基本条例と平仄を合わせるとともに、市民及び事業者がまちづくりの主役であり、脱炭素社会への移行に向けて市民の日常生活や事業者の事業活動の在り方が変わっていく必要があることを鑑み、市民、事業者、市民団体、行政の順としています。また、本条例においては各主体がそれぞれの責務を果たすことが重要であり、責務の重さや排出比重の順序を示すものではないため、原案のとおりとします。
29	前文、第1条及び第5～8条等の「市民、事業者、市民団体、行政等」という表記順について、排出比重の高い順に事業者、事業者団体、市民、行政と並び変える（市民団体は削除する）。	1件	
30	前文、第1条、第7条等の「市民団体」は責務を負う主体ではなく事業者、市民に包括され、市民、事業者、行政とは同列にできないと考えられるため削除する。	6件	市民団体についてもその活動によって温室効果ガスの排出主体となり、温室効果ガスの排出の削減の責務が生じると考えているため、原案のとおりとします。
31	前文の下から4行目「ここに」を「今後」とする。	1件	前文の最終段落は「ここに条例を制定する」という制定を宣言する趣旨であるため、原案のとおりとします。

32	前文第4段落の「柔軟に」は「適切に」とすべきである。	4件	第3条において気候変動適応策を「気候変動の影響に適切に対処するための施策又は取組み」と定義しているように、ご指摘の箇所についても適切に対処する趣旨は含まれており、その上で、発生し得る様々な影響に対して柔軟に対応していくことを示している文言であると考えているため、原案のとおりとします。
33	2030年までの対策の重要性を明示するため、前文第5段落の冒頭に「気候変動の影響のさらなる悪化を防ぐためには、2030年までの対策が人類の未来を決定づけます。」という一文を追加する。	1件	ご意見の趣旨は重要であると認識していますが、2050年までに二酸化炭素実質ゼロを目指す条例の前文であるため、原案のとおりとします。 なお、2030年までの中期的な目標は、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で設定し、進行管理していきます。
34	前文について、脱炭素を考えるにあたり、市民も世界の人々と同様に地球という太陽系の惑星に住んでおり、地球では太陽から放たれるエネルギーによって、人間を含めたすべての生態系が成り立っていることを入れてほしい。横須賀ゼロカーボンは地球ゼロカーボンと一体であることから、冒頭で市民にそのことを再認識してもらうことが重要である。	1件	ご意見として承りますが、本条例の前文としては馴染まないため、原案のとおりとします。
35	前文において気候変動の影響を例示列举する際には、海面上昇に伴う高潮、高波、海岸線の喪失や、海水温の上昇等による漁業への影響など、より市民や事業者が自分事に感じられる項目を盛り込むことを検討した方が良いのではないか。	1件	前文の気候変動の影響の例示は、世界各地において生じている気候変動の影響のうち、日本において確認または懸念されている代表的な影響を列举しているため、原案のとおりとします。
36	本市の表現を「横須賀市」として、主語がはっきりすると良いと思う。	1件	ご意見の趣旨及び前文全体のバランスを踏まえ、前文の第1段落「三方を海に囲まれるとともに丘陵地や斜面地などのみどり豊かな本市の自然環境は、～」を「三方を海に囲まれるとともに丘陵地や斜面地などのみどり豊かな横須賀の自然環境は、～」に修正します。

37	前文第3段落2行目の冒頭に「パリ協定の前文にある「気候正義」の概念の重要性に留意した、」という文言を追加する。	1件	脱炭素社会への移行はパリ協定を受けたものであり、パリ協定の前文における「気候の正義」にも当然留意したものであるため、原案のとおりとします。
38	前文に「大胆な変革」とあるが石炭火力発電所には触れられていない。前文に、事業者にも「大胆な変革」を求める姿勢を打ち出してほしい。	1件	脱炭素社会への移行は、事業者の種別を問わず、あらゆる主体が地球温暖化対策に取り組むことで実現でき、そのためには事業活動を温室効果ガスの排出の抑制等に資する方法に変革していく必要があると考えています。

(4) 第1条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
39	第1条で市民団体を「市民、事業者その他の団体又はこれらの者で組織する団体をいう。以下同じ。」と定義しているが、これでは業界団体も市民団体となってしまう。	1件	業界団体についても、市民団体に含まれます。
40	第1条の「市」は「横須賀市」という表記が良いと思う。基本理念は、日本国憲法の生存権、基本的人権の尊重を基本とすることが重要だと感じる。経済優先のこれまでの環境政策から、人を中心にした環境政策へと大転換することである。	1件	一般的に条文において当該自治体を示す場合には「市」と表記することから、原案のとおりとします。
41	第1条について、市民団体と事業者団体を区別して表記すべき。なお、市民団体は今日の市民社会には必要なものであり、市民の範疇であり排出主体ではないため、第7条は事業者団体とすることを提案する。	1件	市民団体とは、第1条において定義するとおり、構成員の種別や構成比率を問わず、市民、事業者、その他団体により組織されるすべての団体を言うことから、原案のとおりとします。
42	第1条「地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進すること～また自然環境の保全生活の安定及び地域経済発展～」について、総合的かつ計画的にならば環境省が公表している再生可能エネルギーが現在の電力需要の約2.6倍というデータもあることから、政策転換を横須賀市から国へ訴えていく事も必要ではないか。	1件	今後の施策へのご意見として承ります。

43	第1条に2050年までのゼロカーボン達成を記載する。	1件	具体的な期限や目標については現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で設定するため、原案のとおりとします。
44	第1条の「推進することにより」の後に「2030年までに2010年比で温室効果ガスを毎年7.6%削減して半減することを経て、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとすること」という文言を追加する。	1件	
45	第1条、再エネ電力の自家消費とお金の流れを既存の大手電力会社から再エネ電力会社に変えることで早期の脱炭素社会を実現するため、以下の文言を加える。 「気候変動が日に日に厳しくなっていることから一定規模以上の石炭を燃料とするボイラー、発電所の建設は認めない、また本条例制定以降からの石炭火力発電の運転は認めない」 「市公共施設の電力は太陽光風力の自家消費と再エネの新電力からの購入で得ることとする。また市内事業所の電力も同様とすることを目指す。また市は率先して脱炭素の模範を示し、かつ市内事業所の脱炭素を支援する。」	1件	石炭火力発電所のリブレースに当たっては、事業者が環境に配慮した計画を策定し、環境アセスメントの手続きが適切に行われたところです。本市としては、石炭火力発電所についての是非を決める権限を持っていないため原案のとおりとしますが、今後も、環境への影響をできる限り少なくする対策や、環境配慮への取り組みを求めていると考えています。 また、具体的な施策については、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で定めることを検討していくこととし、原案のとおりとします。

(5) 第3条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
46	第3条について、法令に用語の定義があるものは、法令の定義を用いることにより著しく重大な問題を及ぼす場合を除き、できる限り平仄を合わせるべきである。具体的には以下のとおり。 ・脱炭素社会：改正地球温暖化対策推進法第2条第2項の定義「人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう」と合わせる。 ・気候変動適応策：気候変動適応法第2条と合わせ「気候変動影響に対応して、被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る」ものであることを明記する。	1件	本市が目指す脱炭素社会においては、法令における脱炭素社会の定義に加え、脱炭素社会へ移行することで生活の質の向上及び持続可能な経済の発展も併せて達成することが重要であると考えていることから、原案のとおりとします。 気候変動に対する適切な対処とは、気候変動適応法第2条第2項における気候変動適応の定義を意味することから、原案のとおりとします。

47	第3条に条文中における「吸収源」を定義すべきである。	1件	第3条(1)における「森林等の吸収源による二酸化炭素の除去」という文言及び第14条における「森林や藻場の二酸化炭素の吸収作用及び固定作用」という文言によって理解できると思われるため、原案のとおりとします。
48	市民団体について、第1条のカッコ内の表記ではわかりづらい。詳しく記載するか、第3条で「市民団体」を定義すべきである。	2件	市民団体とは、第1条において定義するのとおり、構成員の種別や構成比率を問わず、市民、事業者、その他団体により組織されるすべての団体を言うものであるため、原案のとおりとします。

(6) 第4条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
49	第4条(4)に「再生可能エネルギーの普及をはかり、石炭火力発電所建設の課題、解決をはかる。」という一文を追加する。	1件	条例において民間事業者の特定施設に言及することは馴染まないため、原案のとおりとします。
50	第4条に具体的に目標と期限を明記すべきである。「(1)日常生活および事業活動において1.5℃目標をめざし、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロが達成されるよう社会経済システムの転換を図ること。」	4件	本市の2050年までに二酸化炭素実質ゼロを目指す姿勢については、世界や日本の目指すパリ協定の目的達成に準ずるものであるため、1.5℃目標についても内包するものと考えています。また、具体的な期限については現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で設定するため、原案のとおりとします。
51	第4条(1)の日常生活及び事業活動において二酸化炭素排出量実質ゼロが達成されるよう社会経済システムの転換を図る事とは横須賀火力発電所建設計画を見直す事かと思われるが、市としての見解はいかがか。	1件	社会経済システムの転換とは、再生可能エネルギーの普及やエネルギーの使用の合理化、気候変動適応などの取組みにより社会の在り方を変えることを指しています。 なお、石炭火力発電所のリプレースに当たっては、事業者が環境に配慮した計画を策定し、環境アセスメントの手続きが適切に行われたところです。本市としては、石炭火力発電所についての是非を決める権限を持っていませんが、今後も、環境への影響をできる限り少なくする対策や、環境配慮への取り組みを求めています。

52	第4条に大量生産、大量消費、食品ロスなどの社会システムを是正することを記載してほしい。	2件	第4条(3)において、基本理念として、温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むに当たり、社会及び経済の課題解決に貢献することとしており、ご意見の趣旨を含むと考えているため、原案のとおりとします。
----	---	----	---

(7) 第5条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
53	本来、市民が努力するとは限らないため、市民が努力をしなくても二酸化炭素排出が抑制されるようなシステムを構築する必要がある。よって第5条は不必要である。	1件	横須賀市域における民生家庭部門の二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、市域の排出量の4分の1を占めています(平成30年度)。そのため、温室効果ガスの排出量の削減においては、市民の生活に由来する排出量の削減は必要不可欠です。
54	第5条は上から目線と感ずるので削除すべきである。	1件	
55	第5条～第7条の「他の者は」は「横須賀市は」と表記した方が、市民も団体も事業者も含むことになる。	1件	第5条、第6条、第7条の責務における「他の者」は各条項の責務の対象となる主体以外のすべての主体を示すものですが、「横須賀市」との表記は行政のみを示しているような誤解を招く可能性があることから、原案のとおりとします。
56	第5条の市民の責務は充分理解する。温暖化対策を我慢によって実現する事は持続可能な対策とは思えない。	1件	今後の施策へのご意見として承ります。
57	第5条について、市民一人ひとりが温暖化対策に則った生活をするために、長時間労働や低賃金などのしわ寄せの解消が必要である。そのような社会システムの改善も含めてほしい。	1件	今後の施策へのご意見として承ります。

(8) 第6条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
58	第6条「協力するよう努めなければならない」を「協力しなければならない」に修正する。	4件	本条例は理念を示すものであり、当該条項は努力義務を規定するものであることから、原案のとおりとします。
59	第6条について、事業者への責務として環境報告書等の提出など、二酸化炭素排出削減目標の考え方等の市への情報公開を義務付けてほしい。	1件	本条例は理念を示すものであり、当該条項は責務の原則を規定していることから、原案のとおりとします。

60	第6条について、一般的な事業者の責務の規定に加え、市域にエネルギーを供給している事業者に対して、供給するエネルギーの炭素排出量を削減し、再生可能エネルギーの導入拡大を義務付ける規定を設けることを検討してほしい。家庭部門や業務部門の排出量の多くが電力に起因しており、市域にエネルギーを供給している事業者が削減排出及び再生可能エネルギー導入拡大しなければ市域の排出削減の妨げになるため。	2件	本条例は理念を示すものであるため、義務付ける規定は設けない考えであることから、原案のとおりとします。
61	第6条において、事業者には市との連携・市が定める目標数値への協力を求めるべきである。	1件	事業者の責務における「他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。」とは、市民、市民団体、行政等が実施する取組への協力を規定したものであり、市との連携や市の温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた協力も含まれます。
62	第6条について、事業者が事業活動するにあたり、CO2排出量の多い石炭火力発電事業はどのように対処していくのか？	1件	脱炭素社会への移行は、事業者の種別を問わず、あらゆる主体が地球温暖化対策に取り組むことで実現できると考えています。
63	第6条の事業者の責務に「温室効果ガス排出量が増加する施設の新設・改築・稼働を行う事業者は地球環境に十分配慮しなければならない。」を追加する。	1件	第6条の事業者の責務では事業活動において温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置を講ずることとしていることから、原案のとおりとします。
64	第6条について、米海軍の位置付け、米海軍の協力も必要である。	1件	米軍については、国の動向を注視してまいります。
65	米軍や自衛隊も、本条例の第6条における事業者に該当するのか。	1件	米軍や自衛隊については国の動向を注視していくとともに、第16条に定めるとおり、連携して地球温暖化対策を進めていきます。

(9) 第7条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
66	第7条について、市民団体の結成や活動は自由である。また特定の市民団体だけが権限を持つのも不適切である。	1件	市民団体の責務については、市民団体の結成や活動を妨げるものや権限を付与するものではなく、活動の際には温室効果ガスの排出の抑制等に積極的に取り組むとともに、市民、事業者、行政等が実施する取組への協力に努めていただくことを規定しています。
67	第7条第2項は環境保護を目的とする市民団体ならば努めている。行政から言われることではないので不必要である。	1件	環境保全を目的とした市民団体の活動は、自身の活動における温室効果ガスの排出の抑制に加え、市民や事業者により近い立ち位置で地球温暖化対策についての意識啓発等を行う主体として、本条例において改めて責務として明文化しています。

(10) 第8条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
68	第8条及び第9条の「策定し、及び実施する」は「策定し、実施する」または「策定及び実施する」と簡潔に表現する。	1件	一般的な表記であることから、原案のとおりとします。
69	第8条第2項及び第3項「必要な措置を講ずるものとする」を「必要な措置を講じなければならない」に修正する。	3件	本条例は理念を示すものであり、当該条項は責務の原則を規定していることから、原案のとおりとします。
70	第8条第3項において「市は市の事務及び事業に関し地球温暖化対策の為に必要な措置を講ずるものとする」とあるが、全条文中この一部分しか市の対応を表しておらず、また、漠然としており具体策は何も示されていない。他の条文はすべて市民、事業者、市民団体の責務とされている。横須賀市は今までに自然環境保護団体の意見陳述に対しきちんと回答をしていない。市民団体の責務を遂行しようにも市が受け入れない。これではゼロカーボンが夢の話である。事業者、市民、横須賀市は、地球を守るために話し合いの場を持ち具体策を打ち出すべき時に来ているのではないか。	1件	今後の施策へのご意見として承ります。 なお、第8条に規定した市の責務についての基本方針を第9条に、基本方針に基づく施策等を第10条から第18条に規定しています。

71	第8条において事業者に協力を促すとあるが、特に石炭火力発電について厳しくすることはできないのか。	1件	石炭火力発電所のリブレースに当たっては、事業者が環境に配慮した計画を策定し、環境アセスメントの手続きが適切に行われたところです。本市としては、石炭火力発電所についての是非を決める権限を持っていませんが、今後も、環境への影響をできる限り少なくする対策や、環境配慮への取り組みを求めていますと考えています。
72	第8条(3)に「市は脱炭素社会に向けて市役所・学校・公共施設等で使用する電気は屋上に太陽光発電システムを使い自家発電に取り組む。」という一文を追加する。	1件	今後の施策へのご意見として承ります。 なお、具体的な施策については、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で定めることを検討していくこととし、原案のとおりとします。
73	第8条第2項に「市は市民、市内事業者の見本となるべく率先してカーボンニュートラル宣言都市を実現する。そのためにはすべての公共施設の脱炭素化のため最大限太陽光発電と蓄電池の設置を行う」と追加する。	1件	今後の施策へのご意見として承ります。 なお、具体的な施策については、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で定めることを検討していくこととし、原案のとおりとします。

(11) 第9条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
74	第9条(1)に「化石燃料の使用の抑制」を追記する。	4件	ご意見の趣旨は、第9条(1)における「温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策」の全体に含まれていることから、原案のとおりとします。
75	第9条(2)について、森林や藻場等の保全是吸収・固定を優先すると多様性の保全に影響する場合は考えられるので、生物多様性の保全について配慮することを明記する。	1件	具体的な施策の実施に当たっては、第2条において他の条例との整合を図るよう規定するとおり、環境基本条例やみどりの基本条例等との整合を図るとともに、生物多様性の保全について十分に検討した上で進めていくこととし、原案のとおりとします。
76	第9条の再エネの推進と温室効果ガス排出抑制の施策など具体的な施策の実施は必要だが、そのための環境保全是新たな開発ではなく、現状の自然環境を保持した上での保全活用とすべきである。	1件	具体的な施策の実施に当たっては、第2条において他の条例との整合を図るよう規定するとおり、環境基本条例やみどりの基本条例等との整合を図るとともに、現状の自然環境について考慮し、本市の環境を総合的な観点から保全するよう十分に検討した上で進めていきます。

77	第9条(2) 二酸化炭素の吸収作用及び固定作用を有する森林や藻場等の保全是傾斜地の樹木の活用、藻場の保全是海水の流れ、汚水の浄化など海の環境を整えることが大切。	1件	今後の施策へのご意見として承ります。
78	第9条(4)として「市の具体的施策として市民と事業者のCO2削減手法について説明・支援を行う」を追加する。市民と市内の一般事業者が大きくCO2を減らすためには住宅と事業所の空き地、屋根、駐車場などに太陽光発電システムを設置することが肝要であり、そのためには行政が建築業者、太陽光設備設置業者の間を取り持って個人住宅や事業所への設置支援金支給や設置の動議付け実施が必要である。この行政側の動きがなければ面倒なことお金がかかることは避けようとするのが普通の心情なので脱炭素は進展できない。	1件	今後の施策へのご意見として承ります。 なお、具体的な施策については、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で定めることを検討していくこととし、原案のとおりとします。
79	第9条(1)を以下のとおり修正する。「市施設への再生可能エネルギーを積極的に導入するとともに市民に普及するための施策を進める。エネルギーの使用の合理化の促進、温室効果ガスの排出量のより少ない移動手段の選択等、温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策を推進すること。」	1件	今後の施策へのご意見として承ります。 なお、具体的な施策については、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で定めることを検討していくこととし、原案のとおりとします。

(12) 第10条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
80	第10条第5項「公表するものとする」を「公表しなければならない」に修正する。	2件	本条例は理念を示すものであり、当該条項は地球温暖化対策に関する計画の策定等の原則を規定していることから、原案のとおりとします。
81	第10条第2項の実行計画に再生可能エネルギーの導入及び普及に関する基本方針と具体的な施策を加える。	1件	再生可能エネルギーについては、第10条第2項(2)「温室効果ガスの排出の抑制等に関する具体的な施策」に含まれることから、原案のとおりとします。

82	年次報告書に石炭火力発電所から排出されるCO ₂ の排出量を記載してほしい。	1件	エネルギー転換部門の二酸化炭素排出量については、環境審議会における審議の結果、市の排出量としては不算入とすることとしました。なお、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の進行管理の際にはエネルギー転換部門の排出量についても記載し、その推移や状況を把握・公表していく予定です。
83	第10条、地球温暖化対策実行計画には、石炭火力発電所のCO ₂ 排出量や影響などを含めて計画し、特段に単独の排出量と影響を明確に示すこと。	1件	

(13) 第11条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
84	第11条及び第14条について、再生可能エネルギーの導入をすすめることに賛成する。しかし、メガソーラーや藻場の設置において、森林伐採や海岸の浸食などによる無理な開発によって、吸収源をかえって減少させたり危険や環境破壊がもたらされることがないように、設置や開発の基準等を厳しくすべきである。	1件	具体的な施策の実施に当たっては、環境基本条例やみどりの基本条例等との整合を図るとともに、現状の自然環境について考慮し、本市の環境を総合的な観点から保全するよう十分に検討した上で進めていくこととし、原案のとおりとします。
85	以下の内容を第11条に入れてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ・今後のエネルギーは石炭やウランなどの化石燃料に頼ることなく、温室効果ガスを排出しない太陽光発電を推奨、補助することが重要である。太陽光発電を推奨、補助するにあたり、環境破壊を招く森林伐採によるメガソーラーは本末転倒で論外である。 ・現在の大規模集中型発電から、小規模分散型発電への転換が必要。太陽光発電と蓄電を推奨、補助し促進することによって、オフグリッド化が進めば自然災害時の大規模停電、電柱や鉄塔の倒壊による二次災害を未然に防ぐことができる。 ・まずは市役所を始めとする市の施設をオフグリッド化し、事業者、市民にオフグリッド化を推奨、補助すべきである。事業所と家庭でのオフグリッド化が進めば、化石燃料の採掘、輸送、貯蔵、燃焼炉、廃棄物処理などを必要とせず、それらの工程で発生する温室効果ガスを排出しないため、脱炭素を急速に実現させることができる。送電線、鉄塔、電柱も必要せず、送電による電気のロスもなくなる。 	1件	今後の施策へのご意見として承ります。 なお、具体的な施策については、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で定めることを検討していくこととし、原案のとおりとします。

86	第11条に関する具体的施策の例として住宅や市内事業社への太陽光発電設置におけるの支援策として給付金や減税などの金銭的支援等を行う。実際には横須賀市の状況に合わせて計画する。また、以下のとおり追記し、BCP、災害レジリエンス強化を行う。「行政の責務として率先して脱炭素と災害レジリエンス強化に努力して停電でも電気がある公共施設、住民サービス業務停止しない市公共施設、水道が断水しても飲料水、生活用水をサービスできる体制を模範・率先して構築することで市民の生活を支え、合わせて脱炭素社会を目指します。これをもって本市は全国の自治体における脱炭素の模範となります。」	1件	今後の施策へのご意見として承ります。 なお、具体的な施策については、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で定めることを検討していくこととし、原案のとおりとします。
----	--	----	--

(14) 第12条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
87	第12条について、新建築物のZEB化や既存の建築物の断熱回収など、省エネルギーを促進するためのあらゆる施策を投入する必要があるため、「(5)省エネルギーを促進するための施策」を追加する。	2件	条例に記載のない施策についても、必要に応じて、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で定めることを検討していくこととし、原案のとおりとします。
88	第12条の「エネルギーの使用の合理化」は「省エネルギーの推進」のほうがわかりやすい。	1件	本条例における「エネルギーの使用の合理化」については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に準じた表現としています。
89	第12条について、省エネは脱炭素に並ぶ大きな効果がある。啓発が大切なので、「啓発」という言葉を入れると良い。	1件	啓発は重要な施策の一つですが、第12条に定める各施策には啓発についても含むものと考えていることから、原案のとおりとします。

(15) 第13条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
90	自動車から自転車・徒歩で移動する転換を促進するための施策として、歩行者の安全を守り、また、自転車が安全かつ安心して走行できる自転車専用レーンの道路整備をする。	1件	今後の施策へのご意見として承ります。

91	第13条に移動手段だけがトピックされているが、省エネだけでなく、エシカル消費も脱炭素につながるので、第12条に加えることを提案する。	1件	条例に記載のない施策についても、必要に応じて、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で定めることを検討していくこととし、原案のとおりとします。
----	--	----	--

(16) 第14条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
92	第14条の温室効果ガス吸収源の利用について、磯枯れの発生を認識しているか。それぞれ必要な事ではあるが、森林、緑化、農地の保全整備等では吸収率と排出量がアンバランスであり、石炭火力発電所が稼働すれば到底追いつかない。	2件	2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すためには、二酸化炭素排出量を少しでも多く相殺する考えが重要であると考えています。また、三方を海に囲まれるとともに丘陵地や斜面地などのみどりが多い本市の自然環境の特徴を活用していくため、吸収源の利用について規定しています。
93	温室効果ガスの吸収の問題は大事だが、吸収によって温暖化問題が解決するかのような誤解を招く可能性が高いため、第14条は削除するか、以下のとおり修正する。「市は、前3条に規定する温室効果ガスの排出の削減に関する施策又は取組みを積極的に実施する。その上で二酸化炭素の吸収量を増やすため、市、事業者及び市民は森林や藻場の二酸化炭素の吸収・固定に関する理解が深まるよう取り組むとともに、次に掲げる施策を講ずるものとする。」	1件	2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すためには、二酸化炭素排出量を少しでも多く相殺する考えが重要であると考えていることから、原案のとおりとします。
94	第14条(3)は削除する。気候危機対策には絶対的な温室効果ガスの排出量の削減であるため。特に海外とりわけ途上国の事業から排出削減量を購入することは、事業国での人権侵害や土地収奪等リスクがあり、日本の先進国としての責任と世界の公平性の観点から認められるべきではない。また、吸収は一時的に炭素を固定するものであり、将来に渡って炭素を固定する恒久性がなく、他の社会環境問題を抱える事業が多いので、取引を通じた排出削減量として認められるべきではない。	5件	第14条(3)は、カーボン・オフセット制度の促進について規定したものです。カーボン・オフセット制度については、環境省による指針やガイドラインに準拠する形で、民間主導で実施されている制度であり、本市における同制度の促進についてもそれに準拠したものとする必要があると考えています。 また、環境省の指針である「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」においては、一定の精度で算定され永続性が確保されている吸収量についても対象としています。

95	第14条（3）が理解できない。石炭火力発電所のCO2を電気使用する地域に振り替えるということか。	1件	第14条（3）は、カーボン・オフセット制度の促進について規定したものです。カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、できるだけ排出量が減るよう削減し、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。
96	第14条は削除すべきである。	1件	第14条は、地球温暖化対策に関する施策として、本市の自然環境の特徴を活用し、二酸化炭素の吸収作用及び固定作用を有する森林や藻場等の保全・活用を推進するために定める条項であるため、原案のとおりとします。

(17) 第15条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
97	第15条（1）に「災害発生前から危険箇所（がけ地・老朽化した空き家等）の点検を行う。」という一文を追加する。	1件	今後の施策へのご意見として承ります。

(18) 第16条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
98	第16条に「市民の意見を聞く」ことを追加する。	1件	第16条における広域的な連携とは、必要に応じての意見聴取も含め、連携及び協働して地球温暖化対策を進めることを規定しています。
99	第16条について、米軍と防衛相・自衛隊とはどのように連携、協働して地球温暖化対策の効果的な推進に努めるのか。また、条例対象外の場合、条例中に「米軍及び自衛隊関連は除外」など明記する必要があるのではないか。	2件	米軍や自衛隊については国の動向を注視していくとともに、第16条に定めるとおり、連携して地球温暖化対策を進めていきます。

(19) 第17条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
100	<p>太陽光を設置しようとする市民には世間並以上に補助金を出し意欲を高めることが大事であるため、以下のとおり追記する。</p> <p>「①自己の住宅に太陽熱発電設備を設置する市民には1kW当たり3万円の補助金を支給します。</p> <p>②自己の住宅に蓄電池を設置しようとする市民には設置費用の20%を補助金で支給します。</p> <p>③企業として自社用に再エネ発電、蓄電設備を設置する場合、税金を減免します。減免制度は別途に記載することとする。」</p>	1件	<p>今後の施策へのご意見として承ります。</p> <p>また、具体的な施策については、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で定めることを検討していくこととし、原案のとおりとします。</p>
101	<p>第17条について、大量排出事業者に対して優遇措置や減税などが行われることは条例の理念からおかしいことと考える。実行計画などにおいても、排出者に市税や国の補助金などが投入されることがないように求める。</p>	1件	<p>今後の施策へのご意見として承ります。</p>
102	<p>第17条の脱炭素社会以降に向けた財政上の措置を講ずる点については、意識付けや関心を高めるアナウンス的な物だけでなく再エネ普及や促進への具体的な計画と予算付けが必要ではないか。</p>	1件	<p>具体的な施策については、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で定めることを検討していきます。</p> <p>施策の実施に当たっては、必要な予算が確保できるよう努めていきます。</p>

(20) 第18条

No.	意見の概要	件数	市の考え方
103	<p>第18条の条例施行後の見直し期間は、1年毎に変化している地球温暖化の現状やCOP(国連気候変動枠組条約締結国会議)が毎年開催されていること等を踏まえると、5年毎の見直しでは遅い。より高い頻度での見直しが必要ではないか。(1~2年毎、エネルギー基本計画の見直しに準じて3年毎、あるいはそれ以上など)</p>	17件	<p>ご意見のとおり、世界や国内における気候変動に関する状況は変化が激しく、条例を現状に即した内容に見直すことは大変重要であると認識しており、5年にとらわれず必要に応じて見直しを実施していくこととし、原案のとおりとします。</p>

104	改正温対法のうち、自治体の実行計画の実効性を改善することを目的とする規定の施行はこれからであり、また、8月9日にIPCCが公表する新しい報告書やこれに続く一連の報告書により、更に短期間で対策を強化しなければならないことが示される可能性がある。そのような状況を踏まえると、本条例は来年度中にも一度見直しを行う必要があると思う。	1件	条文において「5年以内ごと」としているとおり、5年にとらわれず必要に応じて見直しを実施していきます。
-----	--	----	--

(21) その他

No.	意見の概要	件数	市の考え方
105	パブリック・コメントの実施は良いことだが、新しい条例を作らなくても脱炭素はできることである。対策を実施しているというポーズを見せるために多くの時間と経費を浪費するべきではなく、まず市は脱炭素のために何ができるかを考えて実行してほしい。	1件	今後の施策へのご意見として承ります。
106	脱炭素推進会議等の常設の推進会議で、市民、団体、事業者、横須賀市で討議することを義務付けてほしい。	1件	
107	横須賀市の脱炭素化は久里浜の石炭火力発電所の建設・運用を即刻辞めることから始まる。市民の健康、公害が出たらどうするのか。温暖化の影響で毎年災害がある。久里浜の発電所がなくても電気は足りている。コロナの患者が増え続ける中、巨大な建物を建てている場合ではない。即、コロナ対策に向け、医療、福祉に目を向けてほしい。	1件	
108	環境審議会について（環境審議会の諮問機関としての役割、委員の資質及び次期委員の選出方法）	1件	
109	本来はパブリック・コメントの前に都市計画方針と石炭火力が建設中であること、世界の脱炭素方向などを市民に知らせた上でパブリック・コメントを募集するという順序が必要である。	1件	本条例案は横須賀市市民パブリック・コメント手続条例に基づく手順でパブリック・コメントを実施しています。
110	横須賀市のホームページなどを見ても市が脱炭素へどんな取り組みをしているかが不透明である。	1件	本市の低炭素及び脱炭素への取組みは「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン」に基づき実施し、年次報告書により毎年報告しています。

111	2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するためには中間目標である2030年の数値は必須であり、日本政府は2013年度比46%排出削減としているが、横須賀市も同様の考えなのか。	1件	2030年までの目標については、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の中で設定し、進行管理していきます。 なお、具体的な数値については現在検討中です。
112	石炭火力発電所から排出されるCO ₂ について、過去は計上してきたにもかかわらず、今後は市の排出として計算に入れないとしている。市及び市内で事業を行う事業者の責務として、市の排出として計上すべきである。排出量を計上しないという解決方法ではなく、事業の継続は認めるべきではない。	9件	エネルギー転換部門の二酸化炭素排出量については、環境審議会における審議の結果、市の排出量としては不算入とすることとしました。なお、現在策定中の「(仮称)横須賀市新地球温暖化対策実行計画」の進行管理の際にはエネルギー転換部門の排出量についても記載し、その推移や状況を把握・公表していく予定です。 また、本市としては、石炭火力発電所についての是非を決める権限を持っていないことをご理解ください。
113	石炭火力発電所の事業者は2050年ゼロエミッションを掲げているが、久里浜で建設中の発電所についてはいつゼロエミッションになるのか、具体的なロードマップが市民に提示されていない。市は事業者の方針を無批判に受け入れているが、気候危機から市民の命を守るためには、しっかり事業者の主張を検証する責務がある。	3件	石炭火力発電所のリプレースに当たっては、事業者が環境に配慮した計画を策定し、環境アセスメントの手続きが適切に行われたところです。本市としては、石炭火力発電所についての是非を決める権限を持っていませんが、今後も、環境への影響をできる限り少なくする対策や、環境配慮への取り組みを求めています。
114	条例制定の前に今すぐ石炭火力発電所の建設を中止すべきである。	5件	
115	石炭火力発電所について、現在の国際情勢を考えても新設に理解が得られておらず、他の発電方法と比較して多くのCO ₂ を排出し、せつかくほかの方法で削減しても温暖化対策の足を引っ張るため、見直すべき。横須賀市以外へ電力を供給していたとしても市に本当に責任はないのか？使用を許している責任はあると思う。逆に考えれば、石炭火力を再エネ電源にしてもらうよう促すことが最も効率的な対策ではないか。	1件	

116	<p>第14条と第15条の間に以下の条項を追加し、以下繰り下げる。</p> <p>「第15条 農業・漁業環境の保全</p> <p>①海水を火力発電の冷却水としての利用禁止、海水への漂白剤・殺菌剤注入禁止</p> <p>②窒素酸化物の量的規制の導入」</p>	1 件	<p>石炭火力発電所のリブレースに当たっては、事業者が環境に配慮した計画を策定し、環境アセスメントの手続きが適切に行われたところです。本市としては、石炭火力発電所についての是非を決める権限を持っていないため原案のとおりとしますが、今後も、環境への影響をできる限り少なくする対策や、環境配慮への取り組みを求めていると考えています。</p>
-----	--	-----	--